



## インフルエンザ予防接種の 費用を助成しています

インフルエンザは、毎年1月から3月ごろに流行しており、1～3日間ほどの潜伏期間の後に、高熱、頭痛、筋肉・関節痛などの症状が急に現れ、特に高齢な方や小さいお子さん、妊娠中の方は重症化しやすいと言われてています。

### ★高齢者の定期予防接種の助成について

対象者：65歳以上の方

60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸機能に障害があり身の回りの生活が極度に制限される方や、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害があり、日常生活が不可能な方。



効果：高齢な方では、約34～55%の発症を阻止し、約82%死亡を阻止する。

接種回数：1回

助成額：1名1回1,500円

### 助成の対象となる医療機関一覧

【浦白町】浦白診療所

【奈井江町】奈井江町立国民健康保険病院、方波見医院、岸本内科消化器科クリニック、武市内科

【砂川市】砂川市立病院（内科・循環器内科）、細谷医院、明円医院、村山内科医院  
すながわ耳鼻咽喉科

【滝川市】滝川市立病院、石田クリニック、おおい内科循環器クリニック、神部クリニック、久保会医院、滝川脳神経外科病院、武田医院、文屋内科消化器科医院

【新十津川町】花月クリニック、空知中央病院

【上砂川町】上砂川診療所

【雨竜町】新雨竜第一病院

【月形町】月形町立病院 他



※上記にないかかりつけの医療機関での接種を希望される場合は、医療機関又は保健センターにご相談下さい。

病原ウイルスは少しずつ変化するため、毎年予防接種を受ける事が必要です。ワクチンが十分な効果を持続する期間は、接種後2週間から約5ヶ月とされているため、12月中旬までに予防接種を済ませておくことが望ましいとされています。



※詳細については、10月に全戸配布されたチラシをご覧頂くか、かかりつけ医にご相談ください。

※任意のインフルエンザ予防接種の助成については、対象となる方（生後6ヵ月～今年度高校3年生に相当する年齢の方、就学前のお子さんを持つ保護者の方、妊娠中の方）に文書を送付しています。詳細は、送付された文書をご覧ください。

問い合わせ先 浦白町保健センター （電話 0125-69-2100）

## 浦臼町高齢者世帯等除雪費助成事業について

近年、落雪巻き込まれや雪下ろし時における転落または家屋倒壊等、高齢者を中心に雪による事故が管内でも相次いで発生していることから、浦臼町では除雪作業が困難な高齢者世帯等に対し、業者等に支出した費用の一部を助成し経済的負担の軽減と安全安心な在宅生活を支援します。

### ○対象は？

次の「対象者の条件」を全て満たしており、かつ「対象世帯」のいずれかに該当している世帯となります。  
(生活保護受給世帯は対象外です)

「対象者の条件」

- ・平成30年12月1日現在で浦臼町内に住所を有し、現に居住している者
- ・町民税非課税世帯で町税全てに滞納がない世帯

「対象世帯」

- ・平成30年12月1日現在で70歳以上の者のみで構成される世帯  
※世帯は別でも70歳未満の方がいる2世帯住宅は対象外です。
- ・身体障害者手帳1級若しくは2級又は肢体不自由区分の下肢や体幹に該当する者のみで構成される世帯
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による母であって、児童を扶養している世帯
- ・70歳未満であって、要介護1以上の介護認定を受けている単身世帯

### ○対象となる除雪作業や助成額は？

居住の用に供する家屋の屋根の雪下ろしや窓の除雪に係る作業で、業者等に支払った額の2分の1(千円未満の端数は切り捨て)とし、5万円を限度として助成します。

※玄関前等の除排雪や店舗・物置・車庫等は対象外です。

### ○対象期間は？

12月1日(土)から翌年3月31日(日)までです。

### ○申請の手続きは？

①ご自身が対象となるかを確認するために利用申請をしていただき、対象であれば町は利用決定を通知します。利用決定通知を受けた方が助成対象者となります。

※11月1日(木)から利用申請の受付を開始します。

②除雪作業を業者等と契約します。契約書には作業期間、契約金額の記載が必要です。

③作業(契約期間)が完了し、業者等への支払いが完了したら町に助成金の申請をします。

※助成金の申請には、契約書と領収書の写し、作業前後の写真の添付が必要です。

※契約書様式については、長寿福祉課介護福祉係でも用意しています。

④町は助成金申請の内容を確認し、助成金をお支払いします。

【問い合わせ先 長寿福祉課介護福祉係(保健センター内) 電話69-2100】

買物は町内商店で買きましょう!!